

別添 2

令和 6 年 1 月 1 5 日

一般社団法人石川県エルピーガス協会
会長 山本 久雄 殿

経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
室長 日置 純子

石川県における仮設住宅の設置にあたってのお願い

日頃、資源エネルギー行政に御理解頂きありがとうございます。

また、今般発生した能登半島地震において被災された販売事業者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、県内の販売事業者による復旧作業と消費者への安定供給に向けた御努力、御協力に感謝申し上げます。

さて、現在も多くの住民が避難所生活を余儀なくされておりますところ、今後、居住環境の改善に向けて、仮設住宅の建設が本格化していくものと承知しています。

仮設住宅の建設に際しては、東日本大震災時と同様、プレハブ建築業者からの依頼を受けて、L P ガス事業者が仮設住宅に付随する L P ガス配管（ガスメーターから給湯器等消費機器に至るまでの配管）や給湯器の設置工事を実施するものと理解しております。

東日本大震災時においては、仮設住宅を建設するプレハブ建築業者がコスト削減の必要性から L P ガス事業者に対し仮設住宅設置費用として含まれるべき上記の設置工事費の圧縮を求めたため、被災事業者でもある中小の L P ガス事業者の中には、当該工事費の一部をガス料金に転嫁することを余儀なくされたという事業者もありました。

仮設住宅への L P ガス供給を担うであろう地元の多くの L P ガス事業者は経営体力の弱い中小零細事業者であり、また、被災により経済的にも打撃を受けている状況であることは理解しています。

しかしながら、今後、石川県において仮設住宅の建設を進めるに際しては、仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者には、決して多くの負担をかけるようなことがあってはならないと考えております。

このため、プレハブ建築業者に対して、一般財団法人プレハブ建築協会を通じて、被災者第一の対応をお願いしているところですが、貴協会におかれましても、上記の事情を理解して頂いた上で、上記の設置工事費の支払いをプレハブ建築業者に求めるなど、仮設住宅入居者の経済的負担が極力軽減されるよう、各会員に対して御協力を求めているようお願いいたします。

令和6年1月15日

一般社団法人プレハブ建築協会
会長 堀内 容介 殿

経済産業省 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
室長 日置 純子

石川県における仮設住宅の設置にあたってのお願い

日頃、経済産業行政に御理解頂きありがとうございます。

今般発生した能登半島地震においては、多くの住民が現在も避難所生活を余儀なくされ、今後、居住環境の改善に向けて、仮設住宅の建設が本格化していくものと承知しています。

仮設住宅の建設に際しては、東日本大震災時と同様、貴協会員からの依頼を受けて、LPガス事業者が仮設住宅に付随するLPガス配管（ガスメーターから給湯器等消費機器に至るまでの配管）や給湯器の設置工事を実施するものと理解しております。

東日本大震災時においては、仮設住宅を建設する事業者がコスト削減の必要性からLPガス事業者に対し仮設住宅設置費用として含まれるべき上記の設置工事費の圧縮を求めたため、被災事業者でもある中小のLPガス事業者の中には、当該工事費の一部をガス料金に転嫁することを余儀なくされたという事業者もありました。

今後、石川県において仮設住宅の建設を進めるに際しては、仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者には、決して多くの負担をかけるようなことがあってはならないと考えております。

LPガス事業者にあっても被災者第一の対応をお願いしているところではありますが、仮設住宅へのLPガス供給を担うであろう地元の多くのLPガス事業者は経営体力の弱い中小零細事業者であり、また、被災により経済的にも打撃を受けている状況です。

つきましては、貴協会におかれましては、上記の事情を理解して頂いた上で、仮設住宅入居者の経済的負担が極力軽減されるよう、各会員に対して御協力を求めているようお願いいたします。